

## 平成 27 年度の保険料率等について(お知らせ)

平成 27 年 3 月分以降の保険料率は、年々増加する保険給付費、高齢者医療制度の支援金・納付金などにより依然として厳しい中ですが、別途積立金からの繰入れにより、現行(健康保険料率 90%、介護保険料率 15%)のまま据え置くことが、平成 27 年 2 月 26 日の組合会において決定されましたのでお知らせいたします。

医療高度化に伴う医療費の伸び、年々増加する高齢者医療制度に伴う納付金等の負担増など、健康保険組合を取り巻く環境はますます厳しくなっています。そこで、今後の財政状況の悪化を見据え、昨年 8 月に「事業及び保険料率の見直しを検討するワーキンググループ」が設置され、様々な観点から事業の見直し等の議論、検討が重ねられました。特に、保健事業については、疾病予防に繋がるかどうかを最優先の判断基準として繋がらない事業は見直しをすとした「答申書」が出されました。

平成 27 年度は、この「答申書」を踏まえ、予算編成通知、事業運営基準、運営指針をもとに医療保険者として、加入員の皆様の健康を第一に疾病予防中心に事業を実施していきます。長年にわたりご利用いただいていた保養所については福利厚生事業であるとして、平成 27 年 10 月から補助金制度は廃止いたします。

また、平成 28 年度以降の保健事業や保険料率につきましても、この「答申書」を踏まえ、準備金、別途積立金の保有状況や医療費、納付金等の動向を注視し、理事会、組合会での議論を重ねながら判断することとします。

今後も様々な経費削減努力を行うとともに、限られた保健事業予算の中、医療費の適正化や疾病予防対策に積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 保険料率(据え置き)

※一般保険料率の内訳が変わります。

		平成 27 年 2 月分まで	平成 27 年 3 月分から	使 途
健康保険料率		90.00/1000	<b>90.00/1000</b>	—
内 訳	一般 保険 料率			
	基本 保険料率	42.28/1000	<b>42.32/1000</b>	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
	特定 保険料率	46.42/1000	<b>46.38/1000</b>	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
調整保険料率		1.30/1000	<b>1.30/1000</b>	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
介護保険料率		15.00/1000	<b>15.00/1000</b>	介護保険第2号被保険者(40~64歳)が負担する保険料

※任意継続被保険者は、平成 27 年 4 月分の保険料から内訳が変わります。

#### 2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年の 9 月 30 日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に毎年度決めることとなっています。

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成 26 年 9 月 30 日現在で **34 万円**となっており前年度と変更がありません。

この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が 36 万円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が 34 万円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

### 3 高額療養費支給申請書

平成 27年1月より高額療養費の自己負担限度額の区分が変更されたことにともない高額療養費支給申請書を改定しました。(当組合のホームページからダウンロードすることができます)

### 4 平成 27 年度主な保健事業

区分	項目	事業内容
特定健診・指導	特定健診※	・内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診の推進 ・40～74歳の被扶養者の方へ特定健診受診券の送付 ・被扶養者の受診率向上をめざした「レディース健診」(全国巡回型健診)
	特定保健指導※	・動機づけ支援・積極的支援の実施 ・保健指導対象者へ利用券の送付 ・事業所へ専門職派遣しての初回面談方式等
疾病予防関係	人間ドック・生活習慣病予防健診の補助	・35歳以上の被保険者、被扶養者 組合負担上限額 32,000円(通年)
	前期高齢者等訪問支援事業※	・前期高齢者等の被扶養者への訪問支援事業
	インフルエンザ予防接種補助	・予防接種(期間10月～12月)に1人1,000円(1回限り、接種日65歳未満。公費補助対象は除く)の補助
	Web版医療費通知等	・PC、スマホ、携帯電話を通じて被保険者へ医療費、ジェネリック医薬品促進事業等の通知
保健指導宣伝	機関誌「健保だより」の発行	・4月、10月、1月(中下旬発行)、※法改正、制度改正臨時号を必要に応じ発行
	電話健康相談	・育児、事故の応急処置、介護、福祉、医療機関情報等24時間相談 ・海外からの相談対応可
	メンタルヘルスサポート事業	・電話、web面談等によるこころの健康相談、セミナー・人事メール相談(通年)
	育児月刊誌	・「赤ちゃん和妈妈」(第1子分娩者に1年間)
体育奨励	フィットネスクラブ利用	・コナミスポーツクラブ法人会員加入に加え、ルネサンスと法人会員契約利用エリアを拡大(通年)
保養所	保養所利用関係	・補助廃止(廃止理由:疾病予防事業ではなく福利厚生事業のため廃止。平成27年10月1日以降の利用から補助金は廃止。9月30日までは現行どおりの補助金。) ・特別会員のラフォーレ倶楽部、ロイヤルホテル、「かんぼの宿」、白馬アルプス、「旅館まへの」については継続して宿泊利用は可

※「データヘルス計画」:日本再興戦略において、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりの策定が求められ、平成27年度から「データヘルス計画」がスタートします。加入者の健診データやレセプト情報を基に特定健康診査、特定保健指導、前期高齢者等の訪問型健康支援事業を事業主のご協力を得ながら実施します。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。TEL06-4708-7451